

八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金交付要綱
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰が続く中で、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するために、住宅又は事業所に設置する高効率空調機器の導入及び既存住宅における高断熱窓への改修並びに事業所における省エネ診断の受診（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居住する市内の住宅に高効率空調機器を設置する者
- (2) 中小企業者等（次のいずれかに掲げる者をいう。以下同じ。）であって、事業を営む市内の事業所に高効率空調機器を設置する者
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者
 - イ 会社以外の法人であって、アに掲げる者に準ずるもの。この場合において、当該法人に該当するかどうかの判断をするときは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、当該判断をするものとする。
- (3) 自ら所有し居住する市内の既存住宅の窓を高断熱窓に改修する者
- (4) 中小企業者等であって、事業を営む市内の事業所の省エネルギー診断を受診する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 市税（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納している者
- (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者
- (3) 同一の高効率空調機器に係る導入費用及び同一の高断熱窓に係る改修費用について、国、県又は他の地方公共団体から補助を受けている者

(補助対象設備等)

第3条 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に対する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める設備であって、それぞれ別表の1から3までに定める要件の全てを満たすものとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する者 高効率空調機器
- (2) 前条第1項第3号に該当する者 高断熱窓

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する設備は補助対象設備としない。

- (1) 各種法令等に遵守した設備でないもの
- (2) 商用化された設備でなく、導入実績がないもの
- (3) 中古設備であるもの
- (4) リースにより設置するもの

3 前条第1項第4号に該当する者に対する補助金の交付の対象となる事業は、別表の4に定める要件の全てを満たす事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画の提出)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者（第2条第1項第4号に該当する者を除く。）は、当該申請をする前に事業計画書（別記第1号様式）に同様式に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 事業計画書の受付期間は、令和7年6月2日から同年9月30日までとする。

3 事業計画書は、受付順に整理するものとする。

4 郵送により提出のあった事業計画書は、当該書類が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

5 第16条第1項の規定により電子メールによって行われる事業計画書の提出は、午後5時以前に受信した場合は受信日を受付日とし、午後5時より後に受信した場合は受信日の翌日を受付日とする。

6 前2項の規定による受付日が、市の休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第

20号) 第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。) に当たるときは、市の休日の翌日を受付日とする。

- 7 提出のあった事業計画書に基づく補助金額の合計が予算の額に達した場合は、第2項から前項までの規定にかかわらず、事業計画書の受付を終了する。この場合において、当該予算の額に達した日を受付日とする事業計画が複数あるときは、当該受付日の事業計画について抽選を行い、受理する者を決定する。

(事業計画の承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、当該事業計画を承認し、別記第2号様式により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、当該事業計画の内容が適当でないと認めるときは承認しないことを決定し、別記第3号様式により通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助対象者(第2条第1項第4号に該当する者を除く。第15条第1項において同じ。)は、
前条第1項の規定による承認後でなければ、補助事業に着手(補助事業に係る契約締結又は工事
着工のいずれか早い方の行為をいう。)をすることができない。

(事業計画の変更等)

第9条 規則第7条の規定は、第7条第1項の承認を受けた事業計画の変更等について準用する。
この場合において、規則第7条の書類は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定より準用する規則第7条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、変更等を承認したときは、変更等承認書(別記第5号様式)により通知するものとする。

- 3 事業計画の変更により補助対象経費が変更となった場合における当該変更後の交付申請予定額は、第7条第1項の規定により通知した交付申請可能額の範囲内とする。

(交付申請等)

第10条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 規則第3条の市長が定める書類は、別記第6号様式に定めるとおりとする。

- 3 規則第3条の規定による交付申請(以下「交付申請」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。この場合において、第2号に掲げる者による交付申請の受付及びその終了については、第6条第3項から第7項までの規定の例に

よるものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者 補助対象設備の設置及び補助対象経費の支払いが完了した日から令和7年12月22日まで

(2) 第2条第1項第4号に該当する者 省エネルギー診断及び補助対象経費の支払いが完了した日（当該完了の日が令和7年6月2日前の日である場合にあっては、同月2日）から令和7年12月22日まで

4 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が交付申請をすることができる補助金額は、別表の1から3までに規定する上限の額にかかわらず、第7条第1項の規定により通知した交付申請可能額（前条第3項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）の範囲内とする。

5 交付申請があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（交付決定等）

第11条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、同時に行うものとする。

2 規則第5条の規定による交付決定の通知及び規則第13条の規定による交付確定の通知は、補助金交付決定兼確定通知書（別記第7号様式）により同時に行うものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 規則第15条の規定は、第7条第1項の承認をした事業計画の取消しについて準用する。

（財産の処分の制限等）

第13条 補助金の交付を受けて取得した補助対象設備は、規則第19条第3号の規定により市長が定める財産とする。

2 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間とする。

(調査等への協力)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する調査等の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

(手続の代行)

第15条 補助対象者は、補助対象設備の購入及び設置に係る施工販売事業者に対し、補助事業に係る手続きの代行を依頼することができる。

2 前項の規定により手続きの代行を依頼された施工販売事業者は、各種法令等を遵守し、誠意をもってこれを実施するものとする。

(電子メールによる手続)

第16条 補助対象者は、第6条の規定による事業計画書の提出、規則第3条の規定による交付の申請、第9条第1項の規定により準用する規則第7条の規定による書類の提出、規則第12条の規定による実績報告を、電子メールを利用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた手続については、書面により行われたものとみなして、当該手続に関する規定を適用する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から実施する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

補助対象設備等、補助対象経費及び補助金額

1 第2条第1項第1号に該当する者（住宅・個人）

高 効 率 空 調 機 器	要 件	(1) 居住する市内の住宅に設置する高効率空調機器であること。 (2) 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナーであること。
	補助対象経費	高効率空調機器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
	補助金額	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）とする。ただし、一世帯当たり5万円を上限とし、補助金の交付は1台を限度とする。

2 第2条第1項第2号に該当する者（事業所・中小企業者等）

高 効 率 空 調 機 器	要 件	(1) 事業を営む市内の事業所に設置する高効率空調機器であること。 (2) 次の製品のいずれかであること。 ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナー イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用のエアコンディショナー
	補助対象経費	高効率空調機器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
	補助金額	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）とする。ただし、一事業者当たり25万円（補助対象設備を設置する事業所において実施した省エネ診断※に基づく設備改修等である場合は一事業者当たり40万円）を上限とし、補助金の交付は1回を限度とする。 ※）一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」、省エネお助け隊が実施する「省エネ診断」若しくは一般社団法人環境共創イニシアチブが運営する「省エネクイック診断」又は地方公共団体から委託を受けた者が当該受託事業として実施する省エネルギー診断をいい、当該診断の日が令和4年4月1日以後のものに限る。

3 第2条第1項第3号に該当する者（既存住宅・個人）

高 断 熱 窓	要件	(1) 自ら所有し居住する市内の既存住宅の窓（外気に接している窓であって、高断熱窓でないものをいう。）を改修して設置する高断熱窓であること。 (2) ガラス交換、内窓設置又は外窓交換のいずれかの方法により設置するものであること。 (3) 熱貫流率が $1.90\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であって、先進的窓リノベ2025事業において補助対象製品として登録されている窓であること。
	補助対象経費	高断熱窓の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
	補助金額	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）とする。ただし、一世帯当たり20万円を上限とし、補助金の交付は1回を限度とする。

4 第2条第1項第4号に該当する者（事業所・中小企業者等）

省 エ ネ ル ギ ー 診 断	要件	(1) 事業を営む市内の事業所の設備等に対する省エネルギー診断として受診するものであること。 (2) 次のいずれかに該当する省エネルギー診断であって、当該診断の日が令和7年4月1日以後のものであること。 ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断 ウ 地方公共団体から委託を受けた者が当該受託事業として実施する省エネルギー診断
	補助対象経費	省エネルギー診断の受診に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
	補助金額	補助対象経費の全額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。ただし、一事業所当たり3万円を上限とし、補助金の交付は1回を限度とする。